**第７６号議案　品川区給付型大学奨学金条例**

文教委員会資料

令和７年６月３０日

子ども未来部子育て応援課

**第７７号議案　品川区給付型大学奨学金運営委員会条例**

**１　品川区給付型大学奨学金条例**

1. **背景・目的**

大学進学の際、保護者等に一定の所得があっても学費が高額な医学部や理系学部などでは進学を諦めざるを得ない場合がある。保護者等の経済状況にかかわらず、希望する子どもが大学に進学できるよう所得制限のない給付型大学奨学金を創設し、地域社会に貢献する人材の育成を図る。

1. **制定内容（概要）**

**① 目的（第１条）**

給付対象校は大学（大学院・短期大学・専門学校等は除く）とし、保護者等の経済状況にかかわらず給付する。

**② 給付の要件（第２条）**

生計維持者の居住年数（２年以上）、対象学部（医療系および理工農系）、学業成績（特に優れている）、区内地域貢献活動への定期的な参加、給付決定を受けた際の連帯保証人の確保等について規定

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象学部(夜間学部・通信学部等は除く) | 医療系学部 | 医学、歯学、薬学、看護学その他これらに類する学位を授与できる学部 |
| 理工農系学部 | 理学、工学、農学その他これらに類する学位を授与できる学部 |

**③ 給付の申請・決定、給付額、給付期間等（第３条、第４条、第５条、第６条）**

[申請・決定] 区長に申請、内容の審査、運営委員会による審議を経て給付を決定

[給付額] 年額５４万円　　　[給付期間] 在学する大学の修業年限　※修業年限の特例（短縮）の対応を規定

**④ 連帯保証人、給付決定の停止または取消し、返還（第７条、第８条、第９条）**

[連帯保証人] 給付取消しの際、奨学生と連帯して返還にかかる債務を負担することを規定

[停止・取消] 給付の停止または取消し条件を規定　　　　[返還] 給付取消しの際の奨学金返還について規定

1. **条例案**別紙「品川区給付型大学奨学金条例（案）」のとおり
2. **施行日**公布の日から施行
3. **スケジュール（予定）**

令和７年８月：広報、９月末：募集締切、～10月末：一次(書類)審査、～12月末：二次(面接)審査、令和８年３月：入学確認・給付

**(6) 奨学金予算規模（見込み）**

令和７年度：5,400万円　　令和８年度：１億800万円　　令和９年度：1億6,200万円　　令和10年度：２億1,600万円

**２　品川区給付型大学奨学金運営委員会条例**

**(1) 目的**

「第７６号議案 品川区給付型大学奨学金条例」に関連し、奨学金の給付について適正な運営を図るため、区長の附属機関として「品川区給付型大学奨学金運営委員会」を置く。

**(2) 制定内容（概要）**

**① 所掌事項（第２条）**

|  |
| --- |
| ・奨学金の給付に係る申請者の選考に関すること　　・奨学金の返還に関すること　　・その他区長が必要と認める事項 |

**② 組織、任期、会長および副会長（第３条、第４条、第５条）**

[委員構成] 区議会議員、学識経験者および区に勤務する職員の中から、区長が任命し、または委嘱する委員１０人以内

[任期] ２年（区に勤務する職員を除く）　※委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任委員の残任期間

[会長] 子ども未来部を担任する副区長　　[副会長] 委員の互選

**③ 運営、委員以外の者の出席、公開、守秘義務（第６条、第７条、第８条、第９条）**

[定足数] 委員の半数以上の出席　　[表決] 出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる

[公開] 委員会の会議は非公開

**(3) 条例案**別紙「品川区給付型大学奨学金運営委員会条例（案）」のとおり

**(4) 施行日**公布の日から施行

品川区給付型大学奨学金条例（案）

（目的）

第１条　この条例は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号。以下「法」という。）第１条に規定する大学（法第８３条の２に規定する専門職大学、法第８４条に規定する通信による教育を行う大学、法第９７条に規定する大学院、法第１０３条に規定する大学院のみを置く大学および法第１０８条に規定する短期大学を除く。以下同じ。）で修学する意志がある者が、保護者等の経済状況にかかわらず希望する大学に進学できるよう奨学金を給付し、将来、地域社会に貢献する人材を育成することを目的とする。

（給付の要件）

第２条　奨学金の給付を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

⑴　奨学金の給付を受けることができる者の生計を維持する者が、次条に規定する給付の申請を行う日の属する年の１月１日現在において、引き続き２年以上区内に住所を有すること。

⑵　法第１条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）もしくは高等専門学校（第３学年に限る。）または法第１２４条に規定する専修学校（高等課程に限る。）を卒業する見込みもしくは修了する見込み、または卒業後もしくは修了後２年以内で、大学に入学する意思のある者であること。この場合において、当該大学の学部（法第８５条に規定する学部をいい、法第８６条に規定する夜間において授業を行う学部または通信による教育を行う学部ならびに法第９１条に規定する専攻科および別科を除く。以下同じ。）は、次のいずれかの学部であること。

　ア　医療系学部（医学、歯学、薬学、看護学その他これらに類する学位（法第１０４条第１項に規定する学位をいう。イにおいて同じ。）を授与することができる学部）

　イ　理工農系学部　（理学、工学、農学その他これらに類する学位を授与することができる学部）

⑶　学業成績が特に優れていること。

⑷　区内における地域貢献活動に定期的に参加できること。

⑸　奨学金の給付を受けることができる者の生計を維持する者が、特別区民税を滞納していないこと。

⑹　奨学金の給付決定を受けた際、連帯保証人を確保できること。

（給付の申請）

第３条　前条各号の要件を満たす者で、奨学金の給付を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

（給付決定および通知）

第４条　区長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、毎年度予算の範囲内において、品川区給付型大学奨学金運営委員会の審議を経て、給付の可否を決定する。この場合において、区長は、奨学金の給付が適当であると認められる者を優先して給付の可否を決定することができる。

２　区長は、前項の規定により給付の可否を決定したときには、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

（給付額等）

第５条　奨学金の給付額は、年額５４万円とする。

２　奨学金は、大学の修学に必要な費用に充当されることとする。

（給付期間）

第６条　奨学金の給付期間は、奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）がその在学する大学の修業年限（法第８７条第１項または第２項に規定する修業年限をいう。）を満了するために必要な期間とする。ただし、法第８９条に規定する修業年限の特例により、卒業を認められた者は、当該卒業を認められた年度までとする。

（連帯保証人）

第７条　奨学生は、連帯保証人を立てなければならない。

２　前項の連帯保証人は、奨学生と連帯して第９条各項に規定する債務を負担するものとする。

（給付決定の停止または取消し）

第８条　区長は、奨学金の給付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を停止し、または当該奨学金の給付決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

⑴　奨学生が第２条各号の要件を欠くに至ったとき。

⑵　偽りその他不正の手段により奨学金の給付決定を受けたと認められるとき。

⑶　奨学金を大学の修学に必要な費用以外の用途に使用したと認められるとき。

⑷　奨学生に学生としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

⑸　奨学生の学業成績が不良となったと認められるとき。

⑹　奨学生が傷病等のために成業の見込みがないとき。

⑺　奨学生が給付決定された奨学金の対象となった大学または大学の学部に入学しなかったとき。

⑻　奨学生が進級しなかったとき。

⑼　奨学生が休学し、転学し、または退学したとき。

⑽　奨学生が区内における地域貢献活動に定期的に参加しなかったとき。

⑾　奨学生の生計を維持する者が、区外に転出したとき。

⑿　奨学生またはその生計を維持する者が、特別区民税または市町村民税を滞納したとき。

（奨学金の返還）

第９条　区長は、前条の規定により奨学金の給付決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨学金を給付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

２　区長は、奨学金の給付決定の取消しを受けた者が、納期限までに返還しないときは、延滞額に応じた違約金を徴収することができる。

（委任）

第１０条　この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

品川区給付型大学奨学金運営委員会条例（案）

（設置）

第１条　品川区給付型大学奨学金条例（令和　　年品川区条例第　　号）の規定に基づく奨学金の給付について適正な運営を図るため、区長の附属機関として、品川区給付型大学奨学金運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事項）

第２条　委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項を審議する。

（１）奨学金の給付に係る申請者の選考に関すること。

（２）奨学金の返還に関すること。

（３）その他区長が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、区議会議員、学識経験者および区に勤務する職員の中から、区長が任命または委嘱する委員１０人以内をもって組織する。

（委員の任期）

第４条　委員（区に勤務する職員の中から任命された委員を除く。以下この条において同じ。）の任期は２年とし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長および副会長）

第５条　会長は、子ども未来部を担任する副区長とし、副会長は、委員の互選とする。

２　会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときはその職務を代理する。

４　会長および副会長にともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

（委員会の運営）

第６条　委員会は、区長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

４　会議の運営について必要な事項は、委員会に諮り会長が定める。

（委員以外の者の出席）

第７条　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（公開）

第８条　委員会の会議は、非公開とする。

（守秘義務）

第９条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第１０条　この条例の施行に必要な事項は、区長が定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。